

I 令和7年度の指定団体等

県では、令和7年3月に、公社等外郭団体（以下「公社等」という。）向けに「宮城県公社等外郭団体自立経営ガイドライン」＊（以下「ガイドライン」という。）、県内部向けに「宮城県公社等外郭団体経営評価及び運営指導方針」＊（以下「指導方針」という。）を策定しました。このガイドライン等は、公社等を取り巻く社会環境の変化に対応しながら、複雑化する地域課題や多様化する県民ニーズに的確に応えたサービスを、自立かつ安定的な経営基盤で持続的に提供していくことができるよう、自立推進に向けた基本的な考え方と取組の方向性等について定めたものです。

公社等は、自らの公益的使命、役割、事業の在り方等について検証を重ね、県民福祉の向上につながる事業を効率的かつ効果的に実施することとしています。また、社会環境の変化への対応としてデジタル技術の活用のほか、内部統制やコンプライアンスへの強化に努めるものとしています。

令和7年度は、45団体を公社等として指定しました。指定団体は、「公社等外郭団体一覧」（P11）のとおりです。

このうち、収支状況等が良好で、更なる経営改善や経営基盤の強化を目指す公社等を「自立支援団体」に分類し、県の関与の度合いを弱め、一層の自立的な運営を促進することとしており、令和7年度は42団体が該当しています。

新たに策定した指導方針では、自立支援団体でありつつも、事業活動全体が赤字傾向にあるなど早期の経営改善等が必要な団体を「経営検証団体」と細分類し、早い段階から県が経営改善等の指導を重点化することとしました。

一方で、業務実績が停滞するなど経営改善が必要な公社等や、第三セクター等改革推進債を活用し経営改善に取り組んでいる公社等を「改善支援団体」に分類し、県の指導を重点化することとしていますが、令和7年度当初は3団体が該当しています。これらの団体については、経営改善に向けた数値目標と具体的な取組を定めた「経営改善に向けた計画」を作成し、それぞれの課題解決に向けた取組を進めていくこととしております（「Ⅴ 改善支援団体の取組状況」（P13～）を参照）。

また、廃止又は統合することが決定し、今後指定から外れることが見込まれる団体を「進行管理団体」に分類していますが、令和7年度に該当した団体は0団体でした。

II 自立した安定的な経営基盤の確立及び組織運営体制の強化・充実

1 経営評価の実施

経営評価は、公社等が事業実施後に自ら実績を評価して、翌年度以降の経営に反映させるものです。県は、令和7年度指定の45団体に対し、公社等が実施した経営評価の報告に対して、所管部局（主務課）が主体となって公社等に必要な助言又は指導を行いました。

また、指導方針では、「改善支援団体」及び「経営検証団体」に分類された公社等を、宮城県公社等外郭団体経営評価委員会（公認会計士4人、中小企業診断士1人、大学教授1人の計6人で構成）による調査審議の対象としており、令和7年度は、同年度中に「改善支援団体」となった（公社）みやぎ農業振興公社について調査・審議を行いました。

なお、所管部局（主務課）では、経営評価委員会から出された各団体の経営改善に関する意見に基づき、適切な助言又は指導を継続して行うこととしています。

○ 経営評価委員会の意見

(公社) みやぎ 農業振興公社	【公社の役割再定義について】 ・ 検討委員会に県が積極的に関与し、県の畜産振興及び農業農村整備施策を推進する上で、団体のノウハウを最大限活用した事業の最適化を図るとともに、近年の累積赤字を踏まえ、各 5 事業の役割について抜本的な再定義を行うこと。(団体・県) ・ 公社独自の公益的機能を踏まえた県民利益への影響を考慮しつつ、県財政への負荷を抑制するための事業の「選択と集中」を断行すること。(団体・県) ・ 仙台牛ブランドの振興や畜産経営担い手育成事業における公社の使命・役割を再整理し、今後の事業方向性を明確にすること。(団体・県) 【事業別の収支明確化と受託料の適正化について】 ・ 受託事業の採算管理の重要性を踏まえ、適正な業務量の確保と受託料の収受に努めるとともに、社会情勢に伴うコスト増加の根拠を明確にした上で、適正な受託額の設定や価格交渉、契約変更の働きかけ及び収支の実行管理を徹底すること。(団体・県) ・ 全 5 事業のそれぞれにおいて、事業別に収支見通しを立てた上で、赤字額や赤字割合の許容限度を明確化するとともに、作業料金の適正化や作業員の確保を通じて、受託事業の収益性を向上させること。(団体・県) ・ 基盤整備事業における繁忙期の外部委託に伴う収支悪化を踏まえ、受託料水準の妥当性や、採算性を考慮した受託の在り方について見直しを行うこと。(団体・県) ・ 肉用牛生産振興事業の縮小に伴う収益及び経費の変動額を具体的に把握し、発生する赤字を補填するための財源確保策について、事前に整理を行うこと。(団体) 【その他】 ・ 収益が悪化している肉用牛生産振興事業及び基盤整備事業について、県の財政的支援の範囲を明確化するとともに、他団体の先進事例の調査や、仙台牛のブランド力向上といった非財政的支援についても併せて検討すること。(団体・県) ・ 白石牧場における増頭計画から縮小方針への転換について、現行の中期経営プランとの整合性を整理するとともに、今回の縮小計画における実施期間及び到達目標を明確にすること。(団体) ・ 人件費負担の増大を踏まえ、既存職員の再教育や同質業務の兼任化による業務効率化を検討し、人的資源の最適化を図ること。(団体) ・ 仙台牛のブランド向上や販路拡大、及び WCS（ホールクロップサイレージ）の普及が、農畜産家や公社の収益向上、耕作地保全等に資することを踏まえ、公社事業を含めた各施策の継続的な支援及び推進に努めること。(県)
----------------------------	---

県はまた、公社等に対し、令和 7 年度の経営状況について「公益的使命、役割等」、「組織運営の健全性」、「財務の健全性」の観点より総合評価を行うこととしています。

(1) 総合評価

「公社等の公益的使命と県が期待する役割への対応」、「組織運営の健全性」及び「財務の健全性」を踏まえた総合評価

	対象 団体数	A (概ね良好)	B (改善の余地あり)	C (改善措置が必要)	D (大いに改善措置が必要)
令和 7 年度	45 団体	33 団体 (73.3%)	12 団体 (26.7%)	0 団体 (0.0%)	0 団体 (0.0%)
令和 6 年度	46 団体	33 団体 (71.7%)	13 団体 (28.3%)	0 団体 (0.0%)	0 団体 (0.0%)

【参考指標】

① 組織運営の健全性

	対象 団体数	A (概ね良好)	B (改善の余地あり)	C (改善措置が必要)	D (大いに改善措置が必要)
令和 7 年度	45 団体	44 団体 (97.8%)	1 団体 (2.2%)	0 団体 (0.0%)	0 団体 (0.0%)
令和 6 年度	46 団体	43 団体 (93.5%)	3 団体 (6.5%)	0 団体 (0.0%)	0 団体 (0.0%)

※経営評価シートに基づき算定（経営評価シートは行政経営企画課ホームページに掲載）

② 財務の健全性

	対象 団体数	A (概ね良好)	B (改善の余地あり)	C (改善措置が必要)	D (大いに改善措置が必要)
令和 7 年度	45 団体	23 団体 (51.1%)	19 団体 (42.2%)	3 団体 (6.7%)	0 団体 (0.0%)
令和 6 年度	46 団体	25 団体 (54.3%)	19 団体 (41.3%)	2 団体 (4.3%)	0 団体 (0.0%)

※経営評価シートに基づき算定（経営評価シートは行政経営企画課ホームページに掲載）

(2) 当期正味財産増減額及び当期純利益（当期純損失）の状況

令和 7 年度決算において当期正味財産の増又は当期純利益を計上している団体は 24 団体で、金額は合計で 2,366 百万円となっています。

また、当期正味財産の減又は当期純損失を計上している団体は 19 団体で、金額は合計で△1,532 百万円となっています。

	対象 団体数	当期正味財産の増 又は当期純利益を計上		当期正味財産の減 又は当期純損失を計上	
		団体数	金額合計	団体数	金額合計
令和 7 年度	43 団体	24 団体	2,366 百万円	19 団体	△1,532 百万円
令和 6 年度	44 団体	23 団体	2,417 百万円	21 団体	△1,562 百万円

※当期純利益（当期正味財産増減額）が 0 円の宮城県道路公社、損益ベースでの決算書を作成していない宮城県商工会連合会の計 2 団体を除いて集計

2 財政的関与の適正化

公社等の自立的運営を促進するため、委託金（随意契約に係るもの）・補助金・負担金による県の財政的関与について、段階的な縮減に努めてきたところです。

令和7年度の実績額は、8,531,003千円で、令和6年度実績対比で106.8%、令和5年度実績対比で105.8%となっています。

○ 県の財政的関与額

（単位：千円）

	令和5年度 実績	令和6年度 実績	令和7年度 実績	R7 実績 ／R5 実績	R7 実績 ／R6 実績
委託金	4,172,831	4,440,611	4,833,829	115.8%	108.9%
補助金	3,712,514	3,342,132	3,504,313	94.4%	104.9%
負担金	177,521	203,023	192,861	108.6%	95.0%
合 計	8,062,866	7,985,766	8,531,003	105.8%	106.8%
単年度貸付額	1,484,062	1,681,019	2,589,050	174.5%	154.0%
年度末貸付金残高	93,820,213	90,858,259	89,121,661	95.0%	98.1%
損失補償（債務保証）残高	13,342,143	13,471,320	14,369,958	107.7%	106.7%

※委託金については、随意契約に係るもののみ集計（指定管理者制度に係る管理委託料のうち、公募によるものは含めていない）

3 委託の在り方の見直し

公社等への委託に当たっては、その必要性及び業務内容を随時見直すとともに、随意契約で委託している業務について競争入札の適用の可否を検討しています。

また、指定管理者制度により公の施設の管理者の募集をする際は、「指定管理者制度運用指針」（平成20年7月9日制定）に基づき、原則として公募することとしています。令和8年3月31日現在で、公社等が指定管理者となっている施設は前年度と同数の25施設ありますが、そのうち13施設が公募によるものであり、非公募は12施設となっています。

○ 県の公の施設の指定管理者となっている公社等外郭団体

(令和8年3月31日現在)

	団 体 名	施設名称
公 募	(公財)宮城県スポーツ協会	○宮城県第二総合運動場(宮城県仙南総合プール及び宮城県長沼ボート場を除く) ○宮城県総合運動公園(宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、総合体育館、総合プール、テニスコート及び合宿所並びにそれらの周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場に限る)(2施設)※
	(公財)宮城県文化振興財団	○宮城県民会館※
	(公財)慶長遣欧使節船協会	○宮城県慶長使節船ミュージアム
	(社福)宮城県社会福祉協議会	○宮城県介護研修センター ○宮城県援護寮 ○啓佑学園 ○宮城県第二啓佑学園 ○宮城県七ツ森希望の家 ○宮城県船形の郷 ○みやぎハートフルセンター※
	(一財)みやぎ産業交流センター	○みやぎ産業交流センター※

※ 共同企業体による管理

非 公 募	(公財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団	○宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター
	(公社)みやぎ農業振興公社	○宮城県岩出山牧場
	宮城県住宅供給公社	○改良県営住宅、地区施設及び改良住宅駐車場(8施設) ○特定公共賃貸住宅及び駐車場(2施設)

4 公社等代表者への充て職等の廃止・縮小

公社等の自律性を高める観点から、知事等が代表者に就任している公社等については、その必要性を見直し、充て職の廃止に向けた取組に努めることとしています。

令和8年6月30日現在で代表者への充て職等を実施している団体は、前年度と同じ4団体となっていますが、理事等の互選により代表者に就任しています。

○ 代表者への充て職等を行っている団体

- ・(公財)東北自治研修所《代表理事：公務研修所長》
- ・(公社)宮城県観光連盟《代表理事(会長)：知事》
- ・(株)仙台港貿易促進センター《代表取締役会長：副知事》
- ・(公社)宮城県国際経済振興協会《理事長：副知事》

5 職員数の適正化

(1) 役職員数の適正化

令和 8 年 3 月 31 日現在の公社等外郭団体の常勤役員数は 66 人となっており、そのうち県からの派遣職員は 0 人、県退職者は 52 人となっています。

また、常勤職員数は 1,317 人となっており、そのうち県からの派遣職員は 13 人、県退職者は 85 人となっています。

① 常勤役員数

令和 7 年 3 月 31 日現在			令和 8 年 3 月 31 日現在			増 減		
総数	県職員	県退職者	総数	県職員	県退職者	総数	県職員	県退職者
67 人	0 人	49 人	66 人	0 人	52 人	△1 人	0 人	+3 人

② 常勤職員数

令和 7 年 3 月 31 日現在			令和 8 年 3 月 31 日現在			増 減		
総数	県職員	県退職者	総数	県職員	県退職者	総数	県職員	県退職者
1,312 人	13 人	86 人	1,317 人	13 人	85 人	+5 人	±0 人	△1 人

(2) 報酬・給与の適正化

県の出資割合が 25%以上の団体については、常勤役職員の平均年収を経営評価シートに記載しています（「VI 公社等外郭団体の経営評価シート」（P17～）を参照）。

6 県職員の派遣の適正化

「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」（平成 12 年法律第 50 号）に基づく令和 8 年 3 月 31 日現在の公社等への県職員の派遣状況について、団体数は 6 団体、派遣人数は 13 人となっています。

○ 県職員の派遣団体数と派遣人数

	令和 7 年 3 月 31 日	令和 8 年 3 月 31 日	増減
団体数	6 団体	6 団体	±0 団体
派遣人数	13 人	13 人	±0 人

○ 派遣団体名と派遣人数（令和 8 年 3 月 31 日現在）

団体名	人数	団体名	人数
(公財) 東北自治研修所	1 人	(公財) みやぎ産業振興機構	6 人
(公財) 宮城県スポーツ協会	2 人	(公社) 宮城県国際経済振興協会	2 人
(公財) 宮城県文化振興財団	1 人	(公社) みやぎ農業振興公社	1 人
		計	13 人

7 県退職者の再就職の適正化

県退職者の再就職については、公社等の自立に向けて必要な特定の知識・経験・能力等に配慮して適正に行うこととしており、「職員の退職管理に関する条例」（平成 27 年宮城県条例第 80 号）に基づき、再就職の透明性、公平性、妥当性を確保しながら適切に運用しています。また、県退職者の公社等への再就職の状況については、「職員の退職管理に関する取扱要綱」（平成 28 年 4 月 1 日施行）に基づき、公社等を含む法人等への県退職者の再就職の状況を公表しています。

令和 6 年度及び令和 7 年度に知事部局の部局長、副部長（次長）、課室長、地方公所長等で退職した職員のうち、条例に基づき届け出られた再就職状況（令和 7 年 7 月から令和 8 年 6 月末まで）については、公社等への再就職者は 19 人で、うち常勤役員 8 人、常勤職員 11 人となっています（役員兼職員の場合は役員に分類）。

8 デジタル化の推進

県民サービスの向上や事務の簡素化・効率化のため、デジタル技術の活用でデジタルトランスフォーメーション（DX）の検討・推進を行うこととしています。県は令和 7 年 6 月、デジタルツールを活用して業務効率化に役立ててもらおうと、外部講師を招いたオンライン研修会を実施しました。引き続き DX の検討・推進を行う組織の設置や担当者の配置等に係る必要な指導、助言を行うとともに、研修等の必要な支援を行います。

9 組織運営の健全性の検証

公社等は事業実施後、組織運営の健全性や県の人的支援の状況等を自ら評価を行うこととしておりますが、取組不十分な公社等に対しては、団体所管課が点検シート等を用いて必要な指導・助言を行っています。経営評価シートの「組織運営の健全性に関する指標」の合計点が B 以下の公社等に対し実施しており、令和 7 年度は前年度 B 以下だった 3 団体で点検を行いました。

III 透明性の確保

1 内部統制の強化

(1) 役員等への民間経験者の登用

役員等については、経営感覚に優れ、事業に精通した人材の登用が望ましいことから、民間経験者を含む多様な人材を活用するよう努めており、登用の状況は次のとおりです。

	登用している	登用していない
令和 7 年度	38 団体（84.4%）	7 団体（15.6%）
令和 6 年度	37 団体（80.4%）	9 団体（19.6%）

(2) 公認会計士又は監査法人による監査体制

監査体制については、公認会計士等法人の業務運営や会計制度などに一定の知見を有する外部の専門家を活用するよう努めており、公認会計士・税理士による会計・経理業務への関与の状況は次のとおりです。

なお、「関与している」に分類された団体のうち 17 団体（37.8%）は公認会計士・税理士が監事（監査役）に就任し、監事（監査役）監査を実施又は監査法人による監査を実施しています。

	関与している	関与していない
令和 7 年度	41 団体（91.1%）	4 団体（8.9%）
令和 6 年度	42 団体（91.3%）	4 団体（8.7%）

2 インターネット等による情報公開の推進

県民がより簡単に情報を入手できるよう、インターネットを活用し、業務・財務に関する資料の公開に努めることとしており、公開の状況は次のとおりです。

	業務・財務に関する資料のうち、6 項目以上公開している（会社法人、その他法人は 4 項目）	業務・財務に関する資料のうち、6 項目未満を公開している（会社法人・その他法人は 4 項目）	ホームページで公開していない
令和 7 年度	45 団体（100.0%）	0 団体（0.0%）	0 団体（0.0%）
令和 6 年度	45 団体（97.8%）	1 団体（2.2%）	0 団体（0.0%）

なお、資本金や基本財産等の額の県出資割合が 25%以上の団体、県の補助金等が 5 千万円以上かつ団体の予算規模の 2 分の 1 以上となる団体については、「出資団体等の情報の公表に関する要綱」に基づき、経営状況などに関する資料を県政情報センターと各地方振興事務所に設置している県政情報コーナーで閲覧に供しています。

＜業務・財務に関する情報公開の対象としている資料＞		
☐ 定款（寄付行為）	☐ 事業（営業）報告書	☐ 財産目録
☐ 役員等名簿	☐ 収支計算書	☐ キャッシュフロー計算書
☐ 事業計画書	☐ 貸借対照表	（作成している場合）
☐ 収支予算書（収支計画）	☐ 損益計算書（正味財産増減計算書）	☐ 役員の報酬・退職金に関する規定

3 コンプライアンスの強化

(1) コンプライアンスに関する取組状況

公社等は、県と連携しながら公共サービスを提供する担い手として、県民福祉の向上等に大きな役割を果たしてきていることから、県民からの信頼のもと運営していくためにも、コンプライアンスの徹底と職員の意識醸成に努めており、取組の状況は次のとおりです。

	取 組 実 施			未実施
令和 7 年度	45 団体 (100.0%)	(重複あり)		
		コンプライアンス 規程整備済	職員への啓発等 研修の場を設定	その他の 取組実施
		45 団体 (100.0%)	40 団体 (88.9%)	37 団体 (82.2%)
令和 6 年度	46 団体 (100.0%)	(重複あり)		
		コンプライアンス 規程整備済	職員への啓発等 研修の場を設定	その他の 取組実施
		43 団体 (93.5%)	40 団体 (87.0%)	38 団体 (82.6%)

(2) 障害者雇用に関する取組状況

公社等は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和 35 年法律第 123 号）に基づき、障害者雇用に努めるものとしており、障害者雇用に関する取組の状況は次のとおりです。

区分	令和 7 年 6 月 1 日現在	令和 8 年 6 月 1 日現在
法定雇用率が課せられている団体 (常用労働者数が 40.0 人以上 ^(※) の団体)	12 団体	12 団体
法定雇用者数を達成している団体	8 団体	8 団体
法定雇用者数を達成していない団体	4 団体	4 団体
法定雇用率が課せられていない団体	34 団体	33 団体

※宮城県土地開発公社、宮城県道路公社及び宮城県住宅供給公社は 36 人以上。

なお、除外率が適用となる団体は除外率適用後の常用労働者数に基づき算定。

IV ガイドライン等の進行管理

1 公社等外郭団体総合調整委員会における進行管理

令和 7 年度の取組状況については、公社等の実績報告に基づく取りまとめを行い、令和 8 年 9 月 1 日に副知事を委員長とする公社等外郭団体総合調整委員会において本書のとおり決定しました。

2 公社等外郭団体総合調整委員会への付議事項

令和 7 年度の公社等外郭団体総合調整委員会では、下記の付議事項について審議を行いました。

日付	付議事項	団体名等
R7. 11. 11 (書面審議)	公社等外郭団体への職員の派遣について	(公社) 宮城県国際経済振興協会

R8.2.9 (書面審議)	公社等外郭団体への職員の派遣について	(公財)東北自治研修所 (公財)宮城県スポーツ協会 (公財)宮城県文化振興財団 (公財)みやぎ産業振興機構 (公社)宮城県観光連盟
------------------	--------------------	---

3 公社等の自己管理等

公社等は、実施した取組に対する自己評価を経営評価シートに記載し、その評価の結果を次年度以降の経営に反映していくことで、自律に向けた取組が進められています。

また、「改善支援団体」にあっては、経営改善に向けた計画（「Ⅴ 改善支援団体の取組状況」（P13～）を参照）に基づき、計画的かつ着実な改善に取り組んでいます。

4 進行管理状況の公表

本計画の進行管理の状況は、「宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例」（平成16年宮城県条例第54号）に基づき議会に報告するとともに、ホームページで公表します。

【行政経営企画課ホームページ（<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gyokei/>）】

5 公社等外郭団体一覧【令和7年度指定45団体】

1 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを 出資している法人で、県の出資割合が4分の1 以上のもの（28団体） 宮城県土地開発公社 公益財団法人宮城県スポーツ協会 仙台臨海鉄道株式会社 阿武隈急行株式会社 公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団 公益財団法人宮城県環境事業公社 公益財団法人宮城県文化振興財団 公益財団法人慶長遣欧使節船協会 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 一般社団法人東北地域医療支援機構 公益財団法人宮城県腎臓協会 宮城県信用保証協会 公益財団法人みやぎ産業振興機構 公益財団法人宮城県国際化協会 一般財団法人みやぎ産業交流センター 株式会社仙台港貿易促進センター 公益社団法人みやぎ農業振興公社 公益社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会 一般社団法人宮城県畜産協会 公益財団法人みやぎ林業活性化基金 一般社団法人宮城県林業公社 宮城県道路公社 公益財団法人宮城県フェリー埠頭公社 宮城県開発株式会社 塩釜港開発株式会社 仙台空港鉄道株式会社 宮城県住宅供給公社 公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター	2 県の出資割合が4分の1未満で次の要件のい ずれかに該当するもの （1）出資割合が5分の1以上であり、かつ県が最 大出資者となっているもの（1団体） 宮城県漁業信用基金協会 （2）県からの補助金等の割合が総収入の4分の1 以上のもの（15団体） 公益財団法人東北自治研修所 一般社団法人宮城県危険物安全協会連合会 公益財団法人宮城県生活衛生営業指導センター 公益社団法人みやぎ被害者支援センター 一般社団法人宮城県精神保健福祉協会 宮城県商工会連合会 宮城県中小企業団体中央会 公益社団法人宮城県トラック協会 宮城県職業能力開発協会 公益社団法人宮城県観光連盟 公益社団法人宮城県国際経済振興協会 一般社団法人宮城県農業会議 宮城県土地改良事業団体連合会 公益財団法人宮城県水産振興協会 公益社団法人宮城県建設センター （3）県の施策との関連性、法人設立への県の関与 の程度から公社等外郭団体に指定するもの （1団体） 宮城県農業信用基金協会 《指定45団体の内訳》 <table> <tr> <td>公益財団法人</td> <td>14団体</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人</td> <td>7団体</td> </tr> <tr> <td>一般財団法人</td> <td>1団体</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人</td> <td>6団体</td> </tr> <tr> <td>特殊法人</td> <td>10団体</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人</td> <td>1団体</td> </tr> <tr> <td>株式会社</td> <td>6団体</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>45団体</td> </tr> </table>	公益財団法人	14団体	公益社団法人	7団体	一般財団法人	1団体	一般社団法人	6団体	特殊法人	10団体	社会福祉法人	1団体	株式会社	6団体	計	45団体
公益財団法人	14団体																
公益社団法人	7団体																
一般財団法人	1団体																
一般社団法人	6団体																
特殊法人	10団体																
社会福祉法人	1団体																
株式会社	6団体																
計	45団体																

※ 上記指定の区分は、令和7年度当初に該当した指定要件によるもの。

